

平成31年(ワ)第100号 損害賠償請求事件

原告 片倉一美外

被告 国

証 拠 説 明 書

(甲29～31)

令和2年10月9日

水戸地方裁判所民事第1部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 只 野 靖

号証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	備 考
29	最高裁判例調査官解説 「普通河川からのいっ水によって生じた水害につき河川管理の瑕疵がないとされた事例」	写し H8	野山宏	平作川水害最高裁判決 最高裁平成8年7月12日第二小法廷判決・民集50巻7号1477頁の調査官解説 大東水害最高裁判決以下の一連の最高裁判決において、河川管理の瑕疵については、未改修あるいは改修途上の河川の安全性は、原則としてその改修段階において予定されている過渡的安全性・段階的安全性をもって足りると判断せざるを得ない、とされていること。 このことは、河川については、 <u>①改修計画終了段階において予定されている安全性を有していないこと若しくは予見可能な洪水を防ぐことのできる安全性を有していないことの一事をもって直ちに営造物の設置管理の瑕疵があるということとはできないことを示すと同時に、</u> <u>②当該改修段階の有すべき安全性すら有していない場合（設計・工事・管理のミス等により当該改修段階において予定されている安全性が確保されていなかった場合）には原則として営造物の設置管理の瑕疵があることを示す、という二面性を持つ。</u> とされていること（調査官解説〔第三図〕）など	

号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考	
30	「よくわかる 河川法」 第三次改訂版	写し	平成 30 年 4 月 10 日 発行	河川法令 研究会	河川区域の指定についての解説 「山付堤」は、丘陵地と平野部が接する付近で、平野部には堤防が築かれているが、丘陵地部分では、丘陵地が堤防としての機能を発揮している場合がある部分であり、 <u>「こうした丘陵地については、河川区域内の土地として管理する必要がある」と</u> とされていること（21頁） など	
31	鬼怒川河川維持管理計画 【国土交通大臣管理区間編】	写し	平成 24 年 3 月	国土交通 省関東地方整備局 下館河川事務所	若宮戸地区は、2012年3月策定の鬼怒川河川維持管理計画においても、堤防整備不必要区間となっていること。 (図3-3鬼怒川大臣管理区間の堤防整備状況(16頁))。	